

2018年版楽学宅建士一問一答
法改正・正誤のお知らせ

(3853)

2018年7月20日
株式会社住宅新報出版
TEL. 03-6388-0052

◇初版をお持ちの方◇

【法改正等】

上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は2018年4月1日現在施行の法令等に基づいて出題され、2018年10月21日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
p.357 問9 解説 3行目	義務教育施設を定めなければならない地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域だ。	義務教育施設を定めなければならない地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域および田園住居地域だ。
p.405 問16 解説 1行目～2行目	外壁後退距離は、第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域に定めることができる。	外壁後退距離は、第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域または田園住居地域に定めることができる。

【正誤】

本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正																				
p.77 保証協会の表 必須業務一番下の行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必須業務</th> <th>任意業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①苦情の解決</td> <td>一般保証業務</td> </tr> <tr> <td>②研修業務</td> <td>手付金等保管事業</td> </tr> <tr> <td>③弁済業務</td> <td>宅建業の健全な発達を図るために必要な業務</td> </tr> <tr> <td>④費用の助成</td> <td>一般社団法人に対する研修の実施費用の助成</td> </tr> </tbody> </table>	必須業務	任意業務	①苦情の解決	一般保証業務	②研修業務	手付金等保管事業	③弁済業務	宅建業の健全な発達を図るために必要な業務	④費用の助成	一般社団法人に対する研修の実施費用の助成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必須業務</th> <th>任意業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情の解決</td> <td>一般保証業務</td> </tr> <tr> <td>研修業務</td> <td>手付金等保管事業</td> </tr> <tr> <td>弁済業務</td> <td>宅建業の健全な発達を図るために必要な業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般社団法人に対する研修の実施費用の助成</td> </tr> </tbody> </table>	必須業務	任意業務	苦情の解決	一般保証業務	研修業務	手付金等保管事業	弁済業務	宅建業の健全な発達を図るために必要な業務		一般社団法人に対する研修の実施費用の助成
必須業務	任意業務																					
①苦情の解決	一般保証業務																					
②研修業務	手付金等保管事業																					
③弁済業務	宅建業の健全な発達を図るために必要な業務																					
④費用の助成	一般社団法人に対する研修の実施費用の助成																					
必須業務	任意業務																					
苦情の解決	一般保証業務																					
研修業務	手付金等保管事業																					
弁済業務	宅建業の健全な発達を図るために必要な業務																					
	一般社団法人に対する研修の実施費用の助成																					
p.160 問1 問題文 5行目	Aからも受領できる。	B からも受領できる。																				

ページ・位置	誤	正
p.243 問 11 解説 1 行目	動産質権の存続期間は、10 年を超える ことができない。	不動産質権 の存続期間は、10 年を超える ことができない。
p.421 問 1 解説 1 行目	市街化区域内の 2,0000 m ² 以上の	市街化区域内の 2,000 m ² 以上の
p.462 問 9 問題文 1 行目	平成 30 年 1 月 15 日に新築された家屋 に対する平成 29 年度分の固定資産税を 課すことはできないが、	平成 30 年 1 月 15 日に新築された家屋 に対する平成 30 年度分の固定資産税を 課すことはできないが、

◇2 刷版をお持ちの方◇

【正誤】

本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
p.357 問 9 解説 3 行目	準住居地域および田園居住地域だ。	準住居地域および 田園住居地域 だ。
p.421 問 1 解説 1 行目	市街化区域内の 2,0000 m ² 以上の	市街化区域内の 2,000 m ² 以上の
p.462 問 9 問題文 1 行目	平成 30 年 1 月 15 日に新築された家屋 に対する平成 29 年度分の固定資産税を 課すことはできないが、	平成 30 年 1 月 15 日に新築された家屋 に対する平成 30 年度分の固定資産税を 課すことはできないが、

以上